

## 令和4年4月1日より、「成人」は満18歳になります



明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていましたが、この民法の改正により、**令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。**これによって、令和4年4月1日現在で18歳、19歳の方は、同日をもって成人となります。理由として、公職選挙等は既に18歳から投票可能となっており、より社会への積極的参加できるよう促すこと、また世界の半分以上の国で18歳が成人年齢であることなどが挙げられています。

### I 成人になったらできること、変わらないこと

次のように要約されます。参考:政府広報 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>

18歳成人ができること		20歳にならないとできないこと(変わらないこと)
内容	注意点	
親の親権が無くなり、自分の意思で様々な契約ができるようになります ・携帯電話の契約 ・ローンを組む、クレジットカードを作る ・部屋を借りる ・NISA(少額投資非課税制度)「1/1時点で18歳以上は令和5年から適用」など	「未成年者取消権」※(民法第5条)が行使できなくなります ※ 未成年者が、法定代理人(親権者又は後見人)の同意を得ないで行った契約の申込みは、原則として取り消すことができる。 参考:消費者庁「18歳から大人」 <a href="https://www.caa.go.jp/">https://www.caa.go.jp/</a>	・飲酒 ・喫煙 ・競馬、競輪など ・大型、中型自動車運転免許の取得

### II 税金への影響

#### 1. 相続関係

- (1) 遺産分割協議 令和4年4月1日以降の遺産分割協議であれば、18歳以上の相続人は遺産分割協議に参加可能となります。「特別代理人」を依頼する必要がありません。
- (2) 未成年者控除 相続人が未成年の場合の控除額(1年あたり10万円)が減少します。

#### 2. 贈与関係 受贈者が成人となることで下記が適用可能となります。

- (1) 直系尊属からの贈与税の特例(贈与税額負担が通常より若干低い特例)
- (2) 相続時精算課税制度
- (3) 非上場株式の贈与税の納税猶予
- (4) 住宅取得資金の贈与の非課税制度(令和4年税制改正にて改正予定)



#### 3. 住民税

「未成年者」(既婚者除く)のうち、前年の合計所得金額が135万円以下の者は個人住民税が非課税ですが、この未成年者が1月1日現在で20歳未満から18歳未満となります。

#### @1月の予定

- 1/1 1・12月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 1/3 1・11月決算法人の確定申告
- ・2,5,8月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

